



鳥取県公報

平成17年12月9日(金)
第7745号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の廃止 (912) (中部総合事務所福祉保健局)	1	
	指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (913) (＃)	2	
	生産事業者の登録 (914) (西部総合事務所農林局)	2	
	都市計画事業の認可 (915) (環境政策課)	2	
	公衆浴場入浴料金の統制額の指定 (916) (県民生活課)	4	
	土地改良事業の同意 (2件) (917・918) (耕地課)	4	
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (919) (治山砂防課)	5	
	公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課)	5
		土地収用法による審理の開始 (管理課)	6
		砂利採取業務主任者試験の合格者 (治山砂防課)	6
鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (＃)		7	
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (＃)	7	

告 示

鳥取県告示第912号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月9日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
筏津医院 筏津哲夫	倉吉市堺町二丁目239	筏津医院	倉吉市堺町二丁目239	訪問看護、居宅療養管理指導、短期入所療養介護	平成17年11月20日

鳥取県告示第913号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月9日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護療養型医療施設の名称	介護療養型医療施設の所在地	辞退年月日
筏津医院 筏津哲夫	倉吉市堺町二丁目 239	介護療養型医療施設 筏津医院	倉吉市堺町二丁目239	平成17年11月20日

鳥取県告示第914号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月9日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
西生 - 1	入江サダ子	西伯郡大山町長田126	幼苗の育成	入江サダ子苗畑	西伯郡大山町長田

鳥取県告示第915号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

北栄町

2 都市計画事業の種類及び名称

大栄都市計画下水道事業 大栄町公共下水道

3 事業施行期間

平成17年12月9日から平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 東伯郡北栄町由良宿字西内浜、字西浜、字西外浜、字乙ケ崎及び字東浜の各一部

(2) 使用の部分 東伯郡北栄町西園字西屋敷、字北屋敷、字中屋敷、字稲場続及び字鶴喰の各全部、西園字北浜、字温湯、字ボタ塚、字五反田、字中稲場続、字五反田続、字新橋、字北新橋、字稲場、字下稲場、字西南屋敷、字三津寺、字足洗場、字南屋敷、字林ノ南、字東林ノ北、字北五反田、字東屋敷、字大法、字小井手、字往来端、字三津松、字東浜続、字中浜、字外ケ浜、字

林ノ北、字東浜、字東浜南通、字東浜東通及び字東浜西通の各一部、東園字天神白の全部、東園字次右衛門開西通、字次右衛門開東通、字塩亀北林、字官林際、字中屋敷北林、字西屋敷、字西屋敷北林、字往還付、字川北林、字天神白川北、字黒川、字稲場、字稲場西、字古屋敷続、字万燈場、字万燈続、字天神北、字古屋敷、字南屋敷、字中屋敷、字東屋敷、字井手ノ上、字東天神白、字海田、字四反田、字手入谷、字外ヶ浜、字三津、字南辺林、字沖浜林、字五輪ヶ峯及び字北浜出口の各一部、六尾字屋敷の全部、六尾字夢地、字南夢地、字中尾、字西谷、字的場、字長江、字野際、字干目野、字西向山、字干目谷、字北向山、字南向山、字干目、字柴尾平、字西水尻、字ドブヶ、字西配竹、字配竹、字下配竹、字中尾、字中配竹、字南配竹、字出口、字長江、字城ノ前、字前田、字大隈、字中峯、字干目東峯、字干目西峯、字向山、字宮ノ脇、字的場、字清水谷、字西前内畑、字前沢南沢、字東沖、字歩行田及び字下隈の各一部、瀬戸字畑ヶ田、字宮ノ下、字亀尻及び字飯ノ山の各全部、瀬戸字柴尾、字小前、字象谷、字コドフス、字西谷北平、字象谷中峯、字歩行田、字壺町田、字谷尻、字象谷頭、字寺谷、字宮ノ前、字万庭、字カノジ山、字神納地、字加賀前、字城山、字東田、字小ゾラス、字天王、字マゴジャドラ、字屋敷、字内山、字屋名田、字川崎、字下前田、字京田、字神楽田、字大坪、字向田、字橋向、字松子谷、字臼田、字平田、字広町及び字中町の各一部、原字獅子井屋敷、字屋敷及び字中屋敷の各全部、原字壺本松、字薬師堂、字東屋敷、字北佃、字柳ヶ坪、字茶屋屋敷、字大門、字柳ノ内、字門戸、字南佃、字門田、字摺上り、字カヤ谷、字大林、字平ノ山、字林ノ前、字畑中、字浅津、字八反田、字宮ノ本、字棕ノ木、字ヨツエ、字大日畑、字姪ヶ坪、字田中、字寺前及び字三久保田の各一部、大島字東屋敷、字家尻及び字観音ノ上の各全部、大島字中縄、字伊勢田、字尾崎、字要害、字松ヶ前空、字花ノ木、字日焼、字御屋敷、字中屋敷、字東岡畑、字岡畑ヶ、字西空、字西屋敷、字前田、字上今井手、字亀谷前、字中橋、字河原端、字東河原、字宮ノ後、字原灘、字新橋東川端、字新橋向、字内ワントフ、字半兵衛沢、字観音前、字堀川、字地替り、字堂ノ沖、字百八、字新橋元、字大口、字池畷西、字鷲取、字御船畷ノ上、字水神河原、字水神畷ノ下、字北磯及び字北磯畷ノ下の各一部、穂波字前田、字竹ヶ鼻、字塚林西、字苗代田、字向磯、字屋敷、字大谷尻、字大谷、字三ツ溝、字内林、字内山、字東道下及び字宮ノ下の各一部、西穂波字野口、字南野口、字上り立、字大門、字中屋敷、字上屋敷、字四十隈、字畷東、字平成新田及び字六反場の各一部、亀谷字亀谷前、字柿谷及び字公文舞の各全部、亀谷字西山、字新山、字大山、字扇ノ宮、字法師丸、字岩坪谷、字試験場前、字天神前、字枝ノ前、字向野、字西野、字今井手、字岩井神、字米広、字川向、字青木、字石橋、字森、字竹鼻、字屋敷、字坂ノ前、字橋ノ上、字深町、字打越、字屋ゲンゾウ、字東谷空、字谷畑ヶ、字稲場、字元谷、字上谷、字尾崎、字尾崎山、字上林ノ前、字宮ノ峯、字西ノ垣、字下屋敷、字中屋敷、字家ノ前、字宮ノ上、字上屋敷、字桃ノ木、字山崎、字中峯、字野際、字柿谷尻、字妻ノ神峯、字妻ノ神、字岡無シ、字岡無シ空、字寺ノ峯、字向屋敷、字前田、字畷ノ下、字下坂ノ前、字国崎、字国崎峯及び字観音谷の各一部、由良宿字鋤ヶ崎、字諸樋、字熊中江、字東新田、字砂田、字造道、字高下際、字東元屋敷、字向イ田、字南新屋敷、字東新屋敷、字東郷原、字稲場続、字下新屋敷、字西江原下内浜、字西江原西浜、字別所尻、字今地西平、字才加、字北井津、字古社地、字大縄手及び字建石の各全部、由良宿字向新田、字紺屋新田、字年貢地、字久米屋開、字西久米屋開、字下モ向新田、字西新屋敷、字西元屋敷、字戸崎、字立川、字中外ヶ浜、字南内浜、字西江原滑、字西浜屋敷、字西江原内浜、字西外ヶ浜、字西内浜、字東外ヶ浜、字東内浜、字東浜、字郷原、字辻、字東小谷山、字天神尾、字南谷畑ヶ、字西天神尾、字中ノ山、字向イ、字西下ノ松、字下ノ松、字谷畑ヶ、字前田、字乙ヶ崎、字石塚、字宮ノ前、字西ヶ原、字西小谷山、字小谷頭、字寺向イ、字東屋敷、字屋敷、字荒神峯、字夢地、字向磯、字今地、字大山、字西畑、字東畑、字下池新田、字二子塚、字大立

山、字中大山、字下ノヲソヲ、字ノヲソヲ東平、字上ノヲソヲ、字野口、字下高江及び字宮ノ下の各一部、妻波字大東浜及び字若宮の各全部、妻波字岩崎、字船上場、字広畑、字上谷、字向畑ケ、字池ノ上、字道江、字西浜、字浜新田、字下屋敷、字浜屋敷、字西屋敷、字浜淵、字曲リ戸、字上谷西平、字下上谷、字中ノ谷、字寺ノ後、字東屋敷、字前畑ケ、字寺ノ上、字立川、字郷原畑ケ、字東内浜、字大西浜、字東浜、字下思案橋、字上思案橋、字四ツ分レ、字上板橋、字一本榎、字東岡谷、字西外浜及び字東外浜の各一部、大谷字東屋敷、字西屋敷、字屋敷、字下屋敷及び字中向江の各全部並びに大谷字上道江、字道江、字上リハナ、字前田、字西浜田、字池尻、字浜ノ市、字下パンノ木、字上前田、字走り下リ、字西原、字西平、字砂浜、字内浜、字葉菰池、字東浜ノ市、字北続東外ケ浜、字家ノ前、字西向浜、字中向浜、字下ウツキ藪、字外ノ浜、字内ノ浜、字五郎塚、字浜屋敷、字新座川、字西ノ谷、字西浜屋敷、字大中、字塚畠ケ、字西ノ井津、字中浜ノ市、字塚畑及び字早稲田の各一部

鳥取県告示第916号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成18年1月1日から施行する。

平成12年鳥取県告示第506号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、平成17年12月31日限り廃止する。

平成17年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	入 浴 料 金		
	大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)
統 制 額 (1人につき)	350円	120円	60円

2 鳥取県公衆浴場法施行条例（昭和32年鳥取県条例第4号）第1条の2第2項に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。

鳥取県告示第917号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業高住地区農業用道路）について、平成17年12月2日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成17年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第918号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業真名地区農業用道路）について、平成17年12月2日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成17年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第919号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 名称

野町地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町野町字桐谷288 - 2	1号
八頭郡八頭町野町字桐谷山536	2号及び3号
八頭郡八頭町野町字桐谷山535	4号
八頭郡八頭町野町字桐谷山534	5号
八頭郡八頭町野町字上屋敷268	6号及び7号
八頭郡八頭町野町字上屋敷276 - 2	8号
八頭郡八頭町野町字上屋敷285	9号

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年11月18日付鳥取県告示第855号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岸本 莊吉	鳥取市用瀬町安蔵字杖ヶ谷上1106
坂本 勝藏	〃
上原 信治	〃
長戸 菊藏	鳥取市用瀬町安蔵字杖ヶ谷上1107の1
長戸 辰治	〃
長戸 菊藏	鳥取市用瀬町安蔵字杖ヶ谷上1107の13
長戸 辰治	〃
長戸 菊藏	鳥取市用瀬町安蔵字杖ヶ谷上1108
長戸 辰治	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、用瀬町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成17年12月9日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成17年12月26日（月）午前10時30分

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第2庁舎7階 第23会議室

3 件名

一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事

平成17年11月11日に実施した平成17年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成17年12月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

合格者 なし

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条の規定により次のとおり公表する。

平成17年12月9日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
株式会社大和 代表取締役 中井巧	西伯郡南部町 倭434 - 7	西伯郡南部町下中 谷字五万田山1061 - 1 外 14 筆（9,907 平方メートル）	風化花崗岩 （39,574立方メー トル）	平成17年11月10日 から平成18年11月 9日まで	平成17年11月10日
有限会社きの え 代表取締役 細谷敏夫	西伯郡大山町 羽田井646 - 1	西伯郡大山町松河 原字松尾ノ峯1454 - 23外 1 筆（9,950 平方メートル）	安山岩 （31,522立方メー トル）	平成17年11月15日 から平成20年11月 14日まで	平成17年11月15日
山根彰徳	倉吉市鴨河内 1035	倉吉市関金町山口 字西大河原845 - 1 （9,654平方メー トル）	風化花崗岩（真砂 土） （23,400立方メー トル）	平成17年11月30日 から平成22年11月 29日まで	”

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年12月9日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
有限会社コウ メイ 代表取締役 岡村直美	鳥取市湖山町 北一丁目311	鳥取市湖山町北四 丁目345 - 1 外 2 筆 （5,958.10平方メー トル）	砂（26,011.63立方 メートル）	平成17年11月14日 から平成18年11月 13日まで	平成17年11月14日

有限会社パイ ブフレンド 代表取締役 千馬幹男	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市伏野字塚松 2518 - 1 (7,886.6平方メー トル)	砂 (22,944.50立方 メートル)	平成17年11月30日 から平成18年11月 29日まで	平成17年11月30日
----------------------------------	-------------------	---	-------------------------	------------------------------------	-------------